

## 海津市地域公共交通会議事務局規程 (案)

### (趣旨)

第1条 この規程は、海津市地域公共交通会議設置要綱(以下「要綱」という。)

第10条第4項の規定に基づき、海津市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項

### (職員等)

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

2 事務局長は、海津市市民環境部市民活動推進課長をもって充てる。

3 事務局員は、海津市の職員をもって充てる。

### (専決事項)

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、簡易な事項に関すること。

### (文書の取り扱い)

第5条 事務局における文書の収受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、海津市において定められている文書の取扱いの例による。

### (公印の取扱い)

第6条 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

2 交通会議の公印の管理、取扱い等については、海津市において定められている公印の取扱いの例による。

### (補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

#### 別表(第6条第1項関係)

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
----	----	----	----	----	----	-----

海津市地域公共交通会議会長の印	海津市地域公共交通会議会長之印	古印体	18mm×18mm	会長名をもって発する文書	1	事務局長
-----------------	-----------------	-----	-----------	--------------	---	------